

北電原第262号
平成26年2月28日

原子力規制委員会

原子力規制庁 原子力防災課長 金子 修一 殿

北海道電力株式会社
原子力部長

泊発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

平成25年12月12日付け北電原第237号にて届け出ました「泊発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴い変更が生じますが、原子力災害対策特別措置法第7条に基づく修正を行うまでの間は、添付資料の読み替え表により運用いたします。

以上

添付資料

泊発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

泊発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (1/1)

現 行	読 み 替 え 後 (平成26年3月1日以降適用)	備 考
<p>第1章 総 則 第2節 定 義</p> <p>27. 統合原子力防災ネットワーク</p> <p>緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁、<u>緊急事態応急対策等拠点施設及び独立行政法人原子力安全基盤機構</u>とを接続する情報通信ネットワーク（地上伝送系ネットワーク及び衛星伝送系ネットワーク）をいう。</p> <p>第2章 原子力災害予防対策の実施</p> <p>第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。</p> <p>また、原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、<u>防災センター及び独立行政法人原子力安全基盤機構</u>との接続が確保できることを確認する。</p> <p>6. 即応センター</p> <p>(4) 原子力部長は、即応センターに以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する（③については衛星系ネットワークとの接続を除く）。</p> <p>また、原子力部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、<u>防災センター及び独立行政法人原子力安全基盤機構</u>との接続が確保できることを確認する。</p>	<p>第1章 総 則 第2節 定 義</p> <p>27. 統合原子力防災ネットワーク</p> <p>緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁及び<u>緊急事態応急対策等拠点施設</u>とを接続する情報通信ネットワーク（地上伝送系ネットワーク及び衛星伝送系ネットワーク）をいう。</p> <p>第2章 原子力災害予防対策の実施</p> <p>第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。</p> <p>また、原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁及び<u>防災センター</u>との接続が確保できることを確認する。</p> <p>6. 即応センター</p> <p>(4) 原子力部長は、即応センターに以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する（③については衛星系ネットワークとの接続を除く）。</p> <p>また、原子力部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁及び<u>防災センター</u>との接続が確保できることを確認する。</p>	<p>独立行政法人原子力安全基盤機構解散に伴う変更</p> <p>独立行政法人原子力安全基盤機構解散に伴う変更</p> <p>独立行政法人原子力安全基盤機構解散に伴う変更</p>